

裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一  
部を改正する法律案 新旧対照表

(傍線部分は政府原案による改正部分、二重傍線部分は修正による新たな改正部分)

○裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)

改正案

政府原案

○裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)

改正案

政府原案

第六十七条(修習・試験) 司法修習生は、少なくとも一年間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。

② 司法修習生は、その修習期間中、最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならない。

③ 前項に定めるもののほか、第一項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。

第六十七条の二(修習資金の貸与等)

〔略〕

③ 最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が災害、傷病その他やむを得ない理由により修習資金を返還することが困難となつたときは、その返還の期限を猶予することができる。この場合においては、国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第百四号)第二十六条の規定は、適用しない。

第六十七条の二(修習資金の貸与等)

〔同上〕

③ 最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が災害、傷病その他やむを得ない理由により修習資金を返還することが困難となつたときは、又は修習資金の貸与を受けた者について修習資金を返還す

ることが経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。この場合においては、国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第百四号)第二十六条の規定は、適用しない。

第六十七条の二(修習資金の貸与等)

〔同上〕

〔略〕

〔略〕

〔略〕

附則

④ 第六十七条の二の規定は、平成二十五年十月三十一日までの間は、適用しない。この場合において、第六十七条第二項中「最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならない」とあるのは「国庫から一定額の給与を受ける。ただし、修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間を超える部分については、この限りでない」と、同条第三項中「前項に定めるもののほか、第一項」とあるのは「第一項」とする。

附則

④ 第六十七条の二の規定は、平成二十三年十月三十一日までの間は、適用しない。この場合において、第六十七条第二項中「最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならない」とあるのは「国庫から一定額の給与を受ける。ただし、修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間を超える部分については、この限りでない」と、同条第三項中「前項に定めるもののほか、第一項」とあるのは「第一項」とする。

(5)

第六十七条の二第一項に規定する修習資金の貸与については、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号）附則第二条の規定による法曹の養成に関する制度についての検討において、法曹になろうとする者が経済的理由から法曹になることを断念することがないよう法曹の養成に対し適切な財政支援を行う観点から、法曹の養成における司法修習生の修習の位置付けを踏まえつつ、検討が行われるべきものとする。

(5)

〔新設〕

### ○法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号）

（検討） 附 則 改 正 案	（検討） 附 則 現 行
<p>第二条 政府は、裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第百三十九号）の施行後速やかに、法科大学院における教育、司法試験及び司法修習生の修習の実施状況等を勘案し、法曹の養成に関する制度について検討を加え、その意見を聴いて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>成二十五年十月三十一日までに所要の措置を講ずるものとする。</p>	<p>第二条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、法科大学院における教育、司法試験及び司法修習生の修習の実施状況等を勘案し、法曹の養成に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>